

平成21年太宰府市議会第1回(3月)定例会

総務文教常任委員会会議録

平成21年3月3日(火)

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成21年太宰府市議会第1回(3月)定例会 総務文教常任委員会〕

平成21年3月3日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第12号 太宰府市学校施設等整備資金積立金条例を廃止する条例について
日程第2 議案第13号 太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第14号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第15号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第16号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第17号 太宰府市職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第18号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第19号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第22号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について
日程第10 請願第1号 区長制度の廃止延期を求める請願

2 出席委員は次のとおりである(7名)

委員 長	清水 章 一 議員	副 委 員 長	小 柳 道 枝 議員
委 員	長谷川 公 成 議員	委 員	渡 邊 美 穂 議員
〃	門 田 直 樹 議員	〃	佐 伯 修 議員
〃	武 藤 哲 志 議員		

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

総 務 部 長	石 橋 正 直	協働のまち推進担当部長	三 笠 哲 生
市民生活部長	関 岡 勉	教 育 部 長	松 田 幸 夫
議会事務局長	白 石 純 一	会 計 管 理 者	古 川 泰 博
総務・情報課長	木 村 甚 治	経 営 企 画 課 長	今 泉 憲 治
管 財 課 長	轟 満	協働のまち推進課長	大 薮 勝 一

税務課長 新納 照文
教務課長 井上 和雄
生涯学習課長 古川 芳文
市民図書館長 吉鹿 豊重
会計課長 和田 有司
議事課長 田中 利雄

納税課長兼特別収納課長 鬼木 敏光
学校教育課長 松島 健二
中央公民館長 木村 努
文化財課長 齋藤 廣之
監査委員事務局長 井上 義昭

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書記 茂田 和紀

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） まず、委員会の開会に先立ち委員の皆さんへ、本日15名の傍聴許可をいたしておりますのでご報告を申し上げます。次に、傍聴される皆様をお願いをいたします。委員会中はお手元の傍聴の際の注意事項をお守りください。また、議案内容によっては討論、採決時に一時退席願うことがありますので、ご理解のうえご協力をお願いいたします。

それでは、ただ今から総務文教常任委員会を開会いたします。

今回、当委員会に付託されております案件は、条例の廃止1件、条例の一部改正7件、補正予算1件、請願1件です。なお、陳情が1件送付されております。

審査の順序は、お手元に配布しております日程の順とします。

それでは、議案の審査に入りたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第12号 「太宰府市学校施設等整備資金積立金条例を廃止する条例について」

○委員長（清水章一委員） 日程第1、議案第12号「太宰府市学校施設等整備資金積立金条例を廃止する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 議案第12号「太宰府市学校施設等整備資金積立金条例を廃止する条例について」補足説明をさせていただきます。

この積立金条例につきましては、昭和48年12月に制定をいたしております。積み立てにつきましては、開発行為に伴う関連公共施設の整備に関する指導要綱に定める事業主の負担額と積立金から生ずる利子を積み立てまして、学校施設等の建築及び取得資金に充当してまいりました。しかしこの要綱、これは平成10年に名称を変更いたしております、太宰府市開発行為等整備要綱となっておりますが、これが平成13年に改正をされまして、当該開発行為に伴う学校施設等の建築及び取得資金に充てるための事業主の負担の規定が削除され、積み立てる額がないようになりました。本年度までこの指導要綱の改正まで積み立てられました額及びその利子で運用してまいりましたが、積立金が少額となりましたことにより、条例の廃止をさせていただくものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（清水章一委員） 補足説明は終わりました。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず平成19年度末残高が2,163万6,087円で、平成20年度の利子が2万2,000円、平成20年5月末残高が10万8,258円になっておりまして、その後の取り崩しもなくて、今課長から説明がありましたが、最終的にはこの条例廃止に基づく積立金額10万8,258円でこれ

をもう一般会計に繰り入れて行うのかどうか。その辺まで含めて、現在のところの残高と一般会計の繰り入れにするのかどうかを説明いただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） これは平成20年の12月22日現在の数字でございますが、基金の残額といたしましては10万8,258円をつかんでおります。この数字につきましては3月31日をもちまして一般会計のほうに繰り入れたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第12号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時4分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第13号 「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」

○委員長（清水章一委員） 日程第2、議案第13号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 議案第13号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、統計法の全部改正及び統計報告調整法の廃止に伴いまして、本条例の第2章の規定を適用しないということで、個人情報に関する規定を改めるものでございます。

具体的には、お手元に新旧対照表、条例等改正新旧対照表の5ページをご覧くださいと思います。5ページの左側に現行の規定といたしまして、他の制度との調整ということで第30条第1項第1号で統計法（昭和22年法律第18号）云々ということで規定を設けております。そして第2号で統計報告調整法（昭和27年法律第148号）云々ということで規定を設けておりますが、これが、統計法が今回新たに制定されまして一本になりました。そういうことから、改正案として

右側の第30条として、次に掲げる個人情報についてはこの章の規定は適用しないということで、第1号、統計法（平成19年法律第53号）ということで、新たな法律が制定されました。これは行政のための統計から社会の情報基盤としての統計ということで、統計の根拠といたしまして新たに統計調査対象者の秘密保護の強化でありますとか、統計整備の司令塔的機能の強化ということで統計法が全面改正されましたので、それに伴います規定の改正でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 補足説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第13号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時6分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第14号 「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」

○委員長（清水章一委員） 日程第3、議案第14号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 議案第14号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

今回の改正は国家公務員の例に準じて職員の勤務時間の範囲を定めるものと、職員の年次休暇の付与を暦年から年度に切り替えることとでございます。

職員の勤務時間につきましては、昨年の人事院勧告に伴い国家公務員の一日の勤務時間が8時間から7時間45分に改められました。これに合わせて規定の整備を行うものでございます。

また、職員の年次有給休暇の取り扱いにつきましては、現在毎年1月1日から20日間、1月1日から12月31日の間で20日間を付与しているところでございますが、これを職員の採用がだいた

い4月1日でございますので、4月1日からの起算に改めるものでございます。4月1日から翌年の3月末ということに改めるものでございます。

新旧対照表の6ページ以降で大まかな内容を説明したいと思っております。新旧対照表でございます。右側の改正案のほうでいきたいと思っております。第2条で、一週間の勤務時間をこれまで38時間45分から40時間ということで、8時間としておりました関係で5日間で40時間としておりましたが、今回一日当たり7時間45分ということになりましたので、上限を、38時間45分をひとつの範囲として定めるものでございます。第2項で、ここでは再任用勤務職員という名称変更と一週間当たりの勤務時間を15時間30分から31時間という、二日から四日というような形で、8時間から7時間45分に引き直した数字と改正しております。第3条として、第2号ではこれまで8時間という規定があったものを7時間45分という形に数字を置き換えたものでございます。そして休憩時間はこれまで6時間を超える場合は45分、8時間を超えた場合には1時間という一つの規定がございました。これが7時間45分が上限の範囲になりますので、45分だけでいいというようなことで、1時間の休憩云々という部分を除いたものでございます。

次に、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限ということで、夜の10時から朝の5時等の、子育て中の職員等の制限という項目の中で、第8条の第2項で一月において23時間15分、約三日ですか、三日分、あるいは一年について145時間20分の範囲内です、本人が請求した場合はこれを超えて勤務させることができないというような規定がございました。これは国の数字に合わせております。

次に年次休暇でございますが、先ほど言いましたように年次有給休暇を第12条といたしまして一の年から一の年度ということで、4月1日から3月31日ということで今回改正をいたしております。このことによりまして、4月1日、普通、臨時・嘱託職員の方は4月1日から3月31日の間で雇用をいたしておりますので、小さな事でございますが出勤簿等が1枚でいいという、これまでは12月末で出勤簿が切り替わっておりますので、結構一人の方について12月ごろから雇用したら2枚の出勤簿ということで、結構煩雑な勤務のですね、管理があったんですけども、その辺を簡素化という形にいたしております。これを今年度からこういう形でやっつけようということでございます。そういうことで、年を年度という形に、ここの第12条関係は文言を修正いたしております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 補足説明は終わりました。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず新旧対照表の第3条、一日につき8時間を超えない範囲が7時間45分というふうになって、第6条の1時間の休憩時間が45分と。こういうふうになってお昼の、現実には12時15分まで職員の勤務がなされて、それから45分間の休憩という状況で、なかなかこの食事時間が15分というのは、大変短くなってですね、なかなか食事に行っても時間的にはすぐ戻っ

て来なきゃならないような問題が発生しています。法律がそういう状況になったというのは分かるんですが、この部分と、それから当然一般的には8時間労働が労働基準法の関係でありまして、この午後3時の休憩時間についてはどういうふうな対応をされているのかどうか。当然8時間労働の場合については午後3時の休憩時間が15分近くあるんですが、地方公務員、国家公務員では午後3時の休憩、以前はありましたが今どういうふうになっていますか。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 午後3時の分は休憩時間として設けておりました。現在のところ改めて午後3時の休憩時間というのはもう設けておりません。あくまでも休憩時間ですね。休憩時間というのは勤務の中に入りますので、休憩時間というのは職員それぞれの自由な時間でございます。自由な時間が45分ということで、12時15分から午後1時までという形で設けております。それだけです、基本的にはですね。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 休息と休憩と違いがあるということだけど、午後3時の場合はだいたい時間的には、休息の時間というのは、15分ぐらいの休息は認めているんですか。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 現在では基本的に認めておりません。45分の休憩時間だけという形でしております。以前は8時間を超えておりましたので、15分の休息ということも改めて設けておりましたけれども、現在は7時間45分の勤務時間というのがございますので。休息を、以前体操したりとかしておりましたので、その辺の、体操の音楽等は鳴らしております。現実的に息抜きみたいな体操等は行っておりますが、改めての休憩時間というのは設けておりません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、その午後3時のいろいろな部分で、今までの部分が大幅に変わってね、もうはっきり言って食事に行ってもお店がいっぱいであれば時間的にも間に合わないと言うか、45分、たばこも吸われる職員もあると思うんだけど、この周辺のお店がなかなかね、職員の利用が少なくなったという話も聞いて、以前にも議員からの質問があつておりましたが、もう45分間の休憩で、あとは午後3時では休息も早く言えば時間的には明記されていないということで、大変な過密労働になったということがこの条例の中では言えるんじゃないかなど。国の法律が変わったということですから、それに従わざるを得ない、条例も変えなければならないというのは分かるんですが。今のところ午後3時の休息、休憩じゃなくて休息はある一定そのまま引き続き、音楽も流れていますから、ある一定の部分は、目安としてはだいたいそういう息抜きのものは認めるという形で判断していいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 実際に体操の音楽等流しておりますので、そこまでがちがちにですね、ありませんよとかですね、休息してはいけません、どこ行きようとかというような、そういうことはしてありません。それと、昼の休憩の45分につきましては、最近では県がですね、やは

り短いということで1時間にされたようなこともございます。このことについては、この昼の45分できつよいよというようなことは職員組合ともですね、これ実施する中で話はしております。ただ、一応45分で、終業時間を午後5時ということで、まずはこれでいこうということで話しておりますが、この辺の検討事項と言いますか、お互い何か要望あるいは問題が出ればですね、今後話し合っていこうことで、時々ですね、これを話題にして協議等を行っておりますので、今後の状況の変化があればまた職員組合とも話をいたしまして、何らかの、職員が働きやすい環境づくりをしていきたいというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 組合とも協議もして、以前は午前9時出勤というのがあったりですね、今8時半から勤務になって、しかも夕方5時までと言うか。ところが、国の機関でもまだこのとおり守られていないというか、特徴もあって。筑紫野警察署に書類を出しに8時半だろうと思って行ったんですね。筑紫野警察署に書類を出さなきゃいけませんので書類を出すと受け付けていただけないと、筑紫野警察署の勤務は午前9時からだと、午前9時から午後5時だという話なんです。だから、県の職員でありながら、国家公務員もあるんですけど、そこら辺期間としてまちまちなんですね。だから、その辺、ある一定勤務時間の変更が、組合とも協議もして、お昼の時間を1時間取れるような方法的なものと言うか、勤務時間を少し、勤務時間を午後5時15分までずらしてでも1時間休憩を欲しいという状況もあるんですが、こういう話し合いの機会はあるかどうか。この辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） そういうことにつきましては、常に事務協議等の中でもですね、どうだろうかという検証はやっぱりやっぺいこうということにしておりますので、お互い、やっぱり45分がどうだろうかというのはそれぞれ、だいたい持っておるところではございます。武藤委員が言われましたように、朝8時半の問題も、朝8時半にすぐお客さんに対応するために、8時半にはもうコンピューターが動いていないといけないんですよ。そのためには前に来て、コンピューターを立ち上げなきゃいけません。今コンピューターも電気みたいにぱっと押せばつくものじゃなくて、やはりそれなりの始動時間がかかるという、その辺もございますのでですね、なかなか今、新しい時代の機械化もありまして、始期の問題、終業時間の、終わりの問題とかいろいろ、新しい課題がやってまいりますので、その面含めてやはり組合とも協議していこうということは話しております。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

佐伯委員。

○委員（佐伯修委員） 今の質問の関連ですけど、行政執行部のほうで職員の方々がこの45分の休みで、異論、異論と言いますか、いろんな問題が出ていませんか。今の話では何も無いような話ですけど、あったらどういう。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 取り立てて困っているという話はありませんが、弁当の方が増えたんじゃないかなとは推測しております。私自身も弁当にしましたのでですね。弁当屋さんが回ってくるの増えたような気がいたします。外に食事に出ていくのじゃなくて。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） これ要望になるんですけど、もちろん組合の方と話すのも大切ですけど、近隣の飲食店がありますよね、今おっしゃったみたいにお弁当屋さんはその分要望が上がったかも知れないんですけど、逆を言えば今まで食べに出て行かれた近隣のそういった商店の方々も影響があるかどうかというのも合わせて検証していただきながらですね、やはり商工会ともそういう話をされることを要望しておきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 私のほうからも、今総務・情報課長がおっしゃったように、福岡県ですか、運用していますよね、昼休み時間1時間ということで。私も新聞記事を見て、こういうことも出来るんだなということもありますので、今先ほどからご回答されていますので、私自身も外から見ていてですね、それは管理者も含めてでしょうけど45分はきついなという、そんな感じがいたしておりますので、検討のほうぜひよろしく願いしておきたいと思います。

では、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第14号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第15号 「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する  
条例について」

○委員長（清水章一委員） 日程第4、議案第15号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 議案第15号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を

改正する条例について」ご説明いたします。

本条例改正案は市長の提案理由にもありましたように、まだまだ現下の厳しい財政状況等ある中、率先垂範して自分の姿勢を示すということで、平成19年の7月から市長の報酬につきましては10%、副市長につきましては5%をそれぞれ減額を行っておるところであります。その期間についてさらに1年間延長するという判断で、それに基づく改正を行うものでございます。このことにつきまして、また財政の健全化に全力で取り組む姿勢を姿勢を示すということでございますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 補足説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終ります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終ります。

採決を行います。

議案第15号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第15号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第16号 「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」

○委員長（清水章一委員） 日程第5、議案第16号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 議案第16号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の改正についてご説明申し上げます。

先ほど議案第15号で申し上げましたように市長、副市長の給与の改正と合わせて、教育長も三役といたしまして同じ姿勢を示すということで、ご本人様から申し出がありまして、同じく給与を1年間5%カットするというもので、規定の改正を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 補足説明は終わりました。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 以前は収入役という役職がありましたが、今会計管理者が兼務をいただいております。ところが、教育長の給与の5%のカットで年収ですね、総支給額と一般職員との総支給額についての差額が近づくような状況になると思うんですが、そういう試算をしたことがあるのかどうか、この辺は。一般職、給与等級の関係がありまして、扶養手当とか住宅手当とか、総支給額、一般職のですね。この部分と、教育長の、この三役の給与との格差が今のところどのくらいぐらいかというのは試算されたことがあるかどうか、報告いただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 確か昨年か、これを導入する時に確か試算をいたしております。それから以降、職員の分については、手当はちょっと置いておきまして、本俸は変わっておりません。据え置きと言いますか、そういう形になっておりましたので、まだ逆転現象までは起こっていないというふうに、確か以前、計算、試算をしておいたはずですが。そのことにつきましては、今後職員の最高号俸の人が給料が上がればですね、近づいていくということになります。そういうことから、常にその辺の、給与改定の分の懸案事項もございますので、その辺の試算は行ってみたいと思います。ちょっと今回の分で改めての試算の数字は出しておりません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 国も47歳で昇給停止と言うか、一番高校、大学、そういうお子さんを持っている方々の給与の昇給停止になってですね、大変な状況というのはよく分かります。しかも、定期昇給もほんのわずかという状況で。そういう状況の中で、三役の部分で市長10%、副市長、教育長が5%と言いますが、やはりその管理職の中で、一般職の方々との格差がですね、逆転するような状況では問題点も起こるということで、1年前にこういう、市長が2年前ですか、提案された時に検討されたということですが。三役については扶養手当とか住宅手当とかですね、そういう、通勤手当もありませんから、一度その辺を検討していただきたいと。もう市長としてはこれで、市長も副市長も教育長も3年の延長というふうになるわけですね。こういう状況で、一方では三役の給与はこういう形で5%、10%下げたと言いながら、一般職もそういう、三役が先頭切っているから一般職もちょっと給与の昇給だとかそういう問題についてはですね、厳しいからという状況の中での、負担の押し付けのないことをですね、私のほうとしては望んでおきたいと。当然、それに見合う対価を、まあ労働しているわけです、働いているわけですから。その辺はですね、今後の給与の、市長自らそういうこと、三役もすることは評価はしますが、一般職との格差がですね、逆転するような状況では問題点もありますし、また、今の職員が置かれている給与は、不況になると公務員が一番先に批判をされる、景気が良くなると公務員というのは見捨てられるという。このことを私は一貫して言っているんですが、皆さんがしている仕事とい

うのは大変な仕事ですから、その辺の部分についてもですね。人事院勧告がずっと毎年毎年据え置きをしてきています。昇給停止も行っているという状況の中でですね、問題もさまざまありますから。その辺もまた機会がありましたら、教育長の給与についてと一般職については、機会がありましたらまた報告をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第16号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第17号 「太宰府市職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」

○委員長（清水章一委員） 日程第6、議案第17号「太宰府市職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 議案第17号「太宰府市職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

今回の改正は、国家公務員の例に準じまして職員の勤務時間を7時間45分の範囲内とすることに伴いまして、再任用短時間勤務職員の割り増しとなる時間外勤務手当の対象となる時間を、8時間から7時間45分に改めるものでございます。

新旧対照表の11ページに載せております。これまで8時間に達するまでは100分の100ですよというふうに規定を設けておりましたものを、7時間45分までが100分の100、7時間45分を超えたら100分の125ですとか100分の150等の範囲内で時間外勤務手当を支給するという、これまでの8時間を超えたらということ、7時間45分を超えたらというような形にですね、規定の整備を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 補足説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第17号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時30分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第18号 「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」

○委員長（清水章一委員） 日程第7、議案第18号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（新納照文） 議案第18号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

この件につきましては議員全員であります特別委員会の中でもご報告させていただいたとおりでございますが、昨年12月に税制審議会より答申をいただきまして、その答申の内容が3年間延長することが望ましいというような内容がございまして、それを尊重いたしましての一部改正でございます。

まず新旧対照表の12ページをご覧くださいと思います。まず現行欄をご覧くださいますとお分かりになりますように、施行後6年を目途としてということをお話しておりますが、この6年を目途とする期間が、本年の5月23日でその期間になります。そのことによりまして見直しをするわけでございますが、現行の附則の内容を見ますと終期、いわゆる終わりの日が分からないということで、総務省のほうからの指示がありました。今回改正するに当たりましては、その終期を明確に表しなさいというようなご指摘もいただいております関係上、改正案のようにですね、3年後の平成24年5月22日までその効力を有しますというような言い方で改正をさせていた

だきたいというように思っております。また、この日が過ぎましても、5月22日以前に発生したのものにつきましては、なお効力を有しますというような附則の内容でございます。

中身につきましては以上でございます、この件につきましても全て特別委員会の中でご報告したとおりでございます。あと内容につきましても、市長のほうからの説明のとおりでございます。以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 補足説明は終わりました。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今市長が任期後までこの環境税というのが駐車場事業者の協力で実施をされるという状況になりました。今みらい基金条例の問題について、全員構成で審議をしているところですけど、市長の提案理由にもありましたが、なかなかこのみらい基金条例と歴史と文化の環境税とが、どうしても一体化の状況にもなるんじゃないかというふうに考えておまして、議会としてもこのみらい基金と歴史と文化の環境税を両立していくという状況に、この一部改正になるとですね、並行していくということが考えられるなということで、行政側も考えておられるのかどうかですね。その辺はいかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（新納照文） みらい基金のほうにつきましては、まだ私どもも明確に回答できる状態ではございません。なぜかと申しますと、私どものほうでも税制審議会がございますし、また、議会の皆様方におかれましても特別委員会がございますので、それぞれのご意見等を賜りながら今後どんな形が一番いいのかということをごすね、適切な判断をさせていただきたいというように思っておりますので、今の回答はここまでということにさせていただきたいというように思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まあ担当課長から言われるならそのとおりなんです、私としても特別委員会で全員構成で議案提案でやろうとしているみらい基金条例と環境税が切り離して審議が出来ないという問題があって、大変私も苦労しておまして、今分科会を作って皆様のご協力をいただこうとしていると。まず、今後の大きな課題としてですね、みらい基金と歴史と文化の環境税が一体化になるような状況もあったし、また別の考え方も出てきていますし。総務省が日時を決めて平成24年の5月22日までという効力を有する決定がされたわけですから、それはそれでやっていきたいということですが、もしみらい基金の条例が議員提案として提出されて、それが可決になり、それが実施された時に、この平成24年5月22日という日程の変更が可能なのかどうかというのがちょっと私のほうも不安なんですよね。あくまでもこっちはこっちだと。だからみらい基金として今から私ども議員提案しようとしている部分の条例案という状況の中で、この平成24年というのは市長の任期が切れた後1年1カ月近くあるわけですが、その関係では修正が出来るのかどうか。これは、まあ未定だということで受け止めていいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（新納照文） 条例の中につきましては、これは3年間延長ということになっておりますけれども、実はこれ税制審議会の中でも質問が出たんですけど、まあ極端な話、1年後の見直しも可能ですということでお答えをいたしております。と言いますのは、みらい基金が充実いたしまして税に代わるものであるというような形で生まれた場合はですね、この条例を1年で廃止することもやぶさかではございませんという、そういうふうなこともご回答申し上げますとおり、条例に関しましても整備が终ればですね、この見直しは1年後、2年後でも可能であるということでございますので、柔軟性を持たしているということでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯修委員） この関連の答申が出てからですね、今日まで市民の声、意見が何か出ていましたらお願いします。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（新納照文） 昨年の12月末に答申をいただいてですね、あとホームページ等で公開をさせていただいておりますけれども、現在のところはまだそういうふうなご意見等はいただいておりません。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終ります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終ります。

採決を行います。

議案第18号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第18号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時39分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第19号 「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」

○委員長（清水章一委員） 日程第8、議案第19号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 議案第19号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、国のガイドラインで一学童保育所の規模は最大70人までとされております。平成22年度からは入所児童数が70人を超える場合については、運営費の県費補助金がなくなるようになっております。それで、入所児童数が70人を超えておりました水城西学童保育所の分割工事を本年度行わせていただいておりますこと、また、現在入所児童数が多い太宰府西学童保育所と国分学童保育所の定員を実態に合わせて増員を行うために条例の改正を行わせていただくものでございます。

説明につきましては新旧対照表13ページをお願いしたいと思います。そちらで説明をさせていただきます。改正案、右側のほうでですね、説明をさせていただきますと、第2条第3号になりますが、水城西学童保育所を水城西第一学童保育所といたしまして定員を70人。第4号でございしますが、水城西第二学童保育所といたしまして定員を50人にしております。定員の増になりますが、第6号といたしまして太宰府西学童保育所、定員を50人から70人。それと第7号でございしますが、国分学童保育所でございしますが、定員を50人から65人に改めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 補足説明は終わりました。

質疑はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） すみません、この人数の、定員の増につきまして、以前水城小学校がやはり多かったときに視察に行った時にですね、学童保育所の中が非常に混雑している状況で、大変だったのを私たち目の当たりにしているんですが、今回太宰府西が20名、それから国分についても15名ずつ定員は増やしてあるんですが、これに対する教室の広さ、施設はどのように対応されるのかということがひとつと、それからあと、指導員については、それぞれ何名ずつぐらい増員をされるのか。で、その指導員については、資格、有資格者なのか、今までは多分違ったと思うんですが、今後についてそういった検討があるのかどうか。この三点お願いします。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 水城学童保育所の件が例示として出されておりますが、現在の規模、今回定員を増にいたします国分学童保育所、太宰府西学童保育所につきましては、現在の、何と言いますか規模、面積的なものをお互い合わせた中で増員が出来るという判断で今回させていただきます。

それと二点目の指導者の増についてでございますが、基本的に一学童保育所、嘱託指導員を2名、それと臨時ですね、臨時の職員を配置するようにいたしております。で、この指導員の有資格等につきましては、保育士という免許、そういったものを持ち合わせていない部分等もございしますし、現在の中で教員のOBでありますとか、保育士の資格を持ってある方を優先的に採用さ

せていただいております。従いまして、応募に対して、公募に対して応募される方の状況等によりますが、そういうふうな資格を持っていない方もいらっしゃいます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 今渡邊委員のほうでご回答があったんですけど、要は職員はもう増えないということですかね。場所に関しては国分は増設部分が何坪か新しいの出来ましたけど、その辺、面積と職員の数、もう一回確認させてください。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 基本的に一学童保育所、嘱託指導員を2名、嘱託指導員を2名ですね。それと臨時の職員ということで対応させていただいております。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 臨時はまあその、時々その増減によって増やしたり減らしたりすることですね。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 入所する児童のですね、状況によって判断をしたいというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 通古賀の区画整理、今後もどんどん増えていく、将来はJR太宰府駅の設置に基づく状況の中で、当然児童数も増えるんですが、この初めて第一学童保育所、第二学童保育所という形になりました。まずこの第一、第二の学童保育所については、施設的なものについてですが、新たに施設があるものと別に教室を使うのか、それとも同じところに増設をするのかというのが一点ですね。

それから二点目は、やはり児童、それから指導員の関係で、学校の教育法とはちょっと違います。学童保育というのはまた制度上違うわけですが、まあ事故があってはなりません、下校時の関係までの保険を指導員についても児童についても、保険の加入が義務付けられていたと思うんですが、それを、保険加入を徹底しているかどうかという問題。

それから、今の段階では授業が終わった後に学童保育、もう今特に働かないと、今日の新聞にも保育所の入所が全国でも2万人近くの待機児童というふうに書かれていましたが、どうしても学童保育についても共働きの関係がありますが、夏休みに対してはどのように、朝ですね、勤務時間も学童保育所の部分が普通の授業と同じような状況になりまして、今の状況の中での指導員、これでは対応できないんですが、夏休み期間中についての職員配置はどのように考えているのか。この部分について説明いただきたいと思いますが。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） まず一点目の水城西学童保育所についてでございますが、平成19年度

まではですね、水城西小学校の校舎、教室をですね、余裕教室を学童保育所として使用いたしておりました。が、児童数が増えるということと先ほど申しました国のガイドラインにそったところで運営をしていくということで、平成20年度、本年度でございますが、水城西小学校のプールがございますが、プールの横にですね、新築工事を行っております。それとその横になりますが、従来学童保育所として使用いたしておりました、その時は倉庫みたいな形で使われておりましたプレハブがございました。それを改築をいたしまして、新たに学童保育所として整備を行っているところでございます。

次に保険関係でございますが、児童に対しましては傷害保険にかたっております。携わります指導員につきましては、市の労務災害ですかね、労災の適用の範囲ということで、適用になるということになります。それと夏休みの授業時間数ですが、8時30分から17時までということになります。

職員の配置につきましては先ほど申しましたように一学童保育所に嘱託指導員を2名、それと臨時職員ということになりますが、夏季休業、夏休み期間中につきましてはプラスの臨時職員を配置をいたし、子どもの人数にもよるんですけど、それに対応した臨時の職員を配置をするという形と取らせていただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○副委員長（小柳道枝委員） 今入所学童の数が増えたんですけども、人数が、待機児童とかそういうのはあるんですか。それが一点と、太宰府小学校の学童保育については現状のままで進められているのか。

もう一点が、先ほど嘱託職員及び先生たちの配置なんですけど、その中で通勤の時のですね、通勤費とかそういうものの給与面はどのような感覚を持ってらっしゃるんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） まず待機児童ということでございますが、基本的にこの学童保育につきましては小学校の1年生から3年生までの児童ということにいたしております。で、その応募、入所人員が定数に満たないで余裕等がある場合につきましては4年生児までを入れるという形を取らせていただいております。ですから1年生から3年生までの児童の受け入れということに関しましては待機児童はございません。

二点目の太宰府学童保育所の件でございますが、これにつきましては現在の定員ということでの変更は考えておりません。

それと三点目の職員の通勤費でございますが、これにつきましては現在通勤費の支給は市の嘱託職員の例にならしまして、通勤費の支給は行っていないということでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

佐伯委員。

○委員（佐伯修委員） 水城西の学童保育が第一と第二、2つ出来るわけですが、現状を見ていますと職員室と体育館の間の通路から通って運動場に行つて学童保育所に行くんですね。その間の通路のところの水溜りで、非常に劣悪な地形というか、土地というか通路になっていますので、その辺のところ、一度砂でも入れてみてくださいということでお願いしたんですけど、またでこぼこになって梅雨にこういう雨が降ってくると水溜りがたくさん出来ている状態なんですよ。その辺のところをご存知かどうかお聞きしたい。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 今委員さんがご指摘されましたところ、場所につきましては承知をいたしております。学校からもそういうふうな要望等もございますので、何らかの形で今後整備をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 採決を行います。

議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第19号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時52分〉

○委員長（清水章一委員） 次補正予算がありますので、11時10分まで休憩をさせていただきます。

休 憩 午前10時52分

~~~~~ ○ ~~~~~

再 開 午前11時09分

日程第9 議案第22号 「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第9、議案第22号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」当委員会所管分を議題とします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは歳出の上から順に審査を行います。

補正予算書の12、13ページをお開きください。

2款1項7目財産管理費、9目財政調整基金費について、各所管から説明をお願いします。
管財課長。

○管財課長（轟満） 15節工事請負費、庁舎維持管理費の補正についてご説明いたします。

今回補正させていただく営繕工事費142万円につきましては、4月1日から実施されます機構改革に伴うものであります。

主なものにつきましては、1階国保年金課のカウンターの改造ですね、ローカウンターに改造する部分。それと次に大きいものにつきましては、3階の301会議室、この部屋につきましては定額給付金給付事務専用の部屋といたしますことから、現在扉がありませんので扉の設置工事を行うものです。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 次の財政調整基金の積立金でございます。これは歳入のほうにもございますように利子が58万1,000円見込まれますために、同額を基金に積み立てるものでございます。

○委員長（清水章一委員） これまでについて、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

2款2項1目企画総務費について、説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） まほろばの里づくりの基金の積立金でございます。25万5,000円でございますけれども、同様に財産収入のところで利子が25万5,000円見込まれますために、同額を積み立てするものでございます。

その次の歴史と文化の環境税の基金でございますけれども、歳入のところの1款の市税、歴史と文化の環境税が460万円、それと財産運用収入のところで利子18万2,000円、これを合計しました478万2,000円を積み立てるものでございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

2款3項1目税務総務費の財源更正について、説明をお願いします。

（武藤哲志委員「県の支出金が入っているだけやろ」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（新納照文） はい。

○委員長（清水章一委員） 12ページ、2款総務費、3項徴税费、1目かな、税務総務費。

○税務課長（新納照文） ちょっと恐れ入ります。ちょっと時間をいただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

(経営企画課長「答えます」と呼ぶ)

○委員長(清水章一委員) 経営企画課長。

○経営企画課長(今泉憲治) 県の支出金、歳入のところで2,719万3,000円が入りますので、その財源更正でございます。

○委員長(清水章一委員) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 次に進みます。

(武藤哲志委員「ちょっと待ってください」と呼ぶ)

○委員長(清水章一委員) はい。

○委員(武藤哲志委員) 今の説明ではね、歳入の総務費委託金で県民税徴収取扱委託金が財源の組み替えになったから、財源を組み替えたというふうに説明すれば終ることじゃないの。

(「次」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 16、17ページをお開きください。

9款1項1目常備消防費、5目災害対策費について説明をお願いします。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長(大藪勝一) 最初に常備消防費、消防組合負担金139万9,000円の追加補正でございますが、これにつきましては筑紫野太宰府消防組合消防本部職員の懲戒処分が修正されて、復職されたことによりまして当初の負担金では不足が生じたことに伴う追加補正でございます。

続きまして5目の災害対策費、13節委託料防災ハザードマップ作成委託料500万円の追加補正でございますが、これにつきましては防災ハザードマップを作成することにしております。で、現実的には作成時期としましては、平成21年度中を予定しておりまして、今回繰り越しを合わせてお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長(清水章一委員) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 続きまして、歳入の審査に入ります。

8、9ページをお開けください。

今、ただいま歳出の説明がありましたが、重複する項目がある場合、執行部、各委員におかれましては、説明、質疑等は簡潔にお願いします。

まず最初に1款8項1目歴史と文化の環境税、それから15款3項1目総務費委託金について説明をお願いします。

税務課長。

○税務課長(新納照文) 歳入のほうの歴史と文化の環境税につきましては、これは当初決算見込みの金額が6,200万1,000円ということであげておりましたけども、まあ予算関係でございましたけ

ども、最終的な決算見込額が6,660万円になりそうだということでございます。すでに歳入のほうも限りなくここに近くなっておりまして、今回補正をさせていただくものでございます。

それと、委員長、もうひとつよろしいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（新納照文） 先ほどの件でございますが、失礼いたしました。

12ページの徴税费でございますが、財源更正ということで、県支出金といたしまして2,719万3,000円掲げさせていただいております。この件につきましては、歳入のほうの15款県支出金の委託金をご覧いただきたいというふうに思います。この件につきましては県民税の徴収取扱委託金でございますが、この分の補正額といたしまして同額をあげさせていただきまして、この金額が県のほうから追加で入ってきた関係上、財源の組み替えをさせていただいているものでございます。

以上でございます。失礼いたしました。

○委員長（清水章一委員） これについて、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

16款1項2目利子及び配当金の財政調整資金利子、それからまほろばの里づくり事業基金利子、歴史と文化の環境整備事業基金利子について、説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） それぞれ3つの基金がございますけれども、利息がこれだけ見込まれますために計上しております。

○委員長（清水章一委員） これについて、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

16款2項1目不動産売払収入について、説明をお願いします。

管財課長。

○管財課長（轟満） 市有地売払代金としましてそこに3,515万6,000円計上しておりますが、のうち3,069万5,000円、この普通財産について今回計上させていただいております。

内訳としましては、朱雀、これは地区道路用地として確保しておりました用地が不要になった部分で売り払いしたものでございます。金額が1,234万5,000円です。

もう1件は向佐野、これは区画整理地になります。金額が1,835万1,000円。

この2筆を売却しました分を計上させていただいております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） これについて、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次にページに進みます。

18款1項1目基金繰入金、19款1項1目繰越金について、説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） まほろばの里づくり事業基金の繰入金でございます。これは歳出のほうの15ページの都市計画費、都市計画総務費でございますけれども、以前9月補正だったと思えますけれども、景観関連調査費の事務委託料200万円を計上しておりましたものをまほろばの里づくり事業基金で充当すべきだということで、財源充当をするために繰り入れをしております。それと財政調整資金繰入金もよございますでしょうか。

○委員長（清水章一委員） お願いします。

○経営企画課長（今泉憲治） はい。これは国の2次補正の地域活性化生活対策臨時交付金というものがございまして、これが、2次補正が、国の2次補正が通りましたら最終日にご提案いたしますけれども、一時、財政調整資金でその不足分を立て替えるために計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） これについて、質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今そのまほろばの里づくりの事業の基金と、それから財政調整資金の繰入金ということで、平成20年度の見込額についてですが、まほろばについては4,050万8,313円、この部分について充当した場合についての見込みの変更額と、それから財政調整資金ですが5億3,716万1,948円、この部分について7,754万6,000円という調整ですが、この見込み額が大体概算で出てきますか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） まほろばの里のほうにつきましては、予算ベースで言いますと平成20年度末では約5,300万円程度になるというふうに考えております。

それと財政調整資金のほうですけれども、一旦ここで7,700万円出しておりますけれども最終日にまたご提案いたしまして戻します。ということから考えまして、最終的には平成20年度の決算、最終的には9億円、10億円弱ぐらいになるのではないかとこのほうには考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まほろばの里づくり事業としてはですね、当初3,500万円ぐらい取り崩しをしたいというのが当初あがっていたんですね。ところが、その取り崩しを予定していて積み立ては130万1,000円だったのが、やっぱりそのとおり、やはり取り崩しは取り崩しをしているのかどうか。その辺はありますか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 平成20年度で基金の繰り入れ、まあ予算ベースですけど3,700万円程度しております。決算では多少入札減等で丸々ではないとは思いますが。平成20年度、今のところは3,780万円程度充当しております。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 19款1項1目繰越金についても、併せて説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） この繰越金でございますけれども、前年度の決算で財政調整資金とか積みまして、その残りがございました。これは補正予算の財源ということで繰越金を持っておりまして。12月末で336万円程度ございましたもののうちから162万3,000円補正財源として、最終的に過不足分の調整でここに充てております。最終的に、この補正を組ませていただきますと、繰越金としましては170万円程度残が残っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） では4ページお開けください。

4ページ、第2表繰越明許費補正に進みます。

この中の9款1項消防費の防災ハザードマップ作成事業、並びに10款2項小学校費の小学校施設整備事業について、各所管から説明をお願いいたします。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 防災ハザードマップの作成事業の関係でございます。歳出で説明いたしましたとおり、防災ハザードマップの作成の時期を平成21年度において予定をしておりますので、今回歳出補正させていただいた金額全額を繰り越しを行うものでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 小学校施設整備事業費の8,970万円でございますが、これにつきましては平成20年の12月議会におきまして補正をさせていただきました小学校校舎の耐震補強の設計監理業務及び工事費について繰越明許をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

これについて、質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず小学校の耐震の関係で平成20年度、耐震関係ですが設計はもう終了したのかどうか。工事、その設計が終了しないことには、耐震診断をしてそれから設計をし工事という関係で平成21年度に繰り越しを行うわけですけど、整備事業としての8,970万円の内容の中で金額は言う必要ありませんが、進行状況としては平成21年度のまだ審査入っておりませんが、だいたい平成21年度には完全に工事が終るのかどうかですね。この辺を含めて、耐震は平成20年度に終了し、診断は平成19年度だったのか平成20年度なのか。それから設計がありますが、設計

は終わっているのかどうか。で、平成21年度に工事が終了するのかどうか。この小学校施設整備事業について分かる範囲で結構ですので、報告いただきたいと思いますが。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） この対象となりますのでは太宰府小学校、水城西小学校、太宰府西小学校の3校でございます。で、耐震評価につきましては平成19年度に終了いたしております。で、現在これらの工事の設計をですね、現在発注をいたしておりますで、工事といたしましては平成21年度の夏、7月、8月に予定をし完了する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） よろしいですか。はい。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 説明、質疑のものはありますか。

歳入、歳出合わせまして結構です。

以上で説明、質疑は終わりました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終ります。

採決を行います。

議案第22号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第22号の当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時55分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 請願第1号 「区長制度の廃止延期を求める請願」

○委員長（清水章一委員） 日程第10、請願第1号「区長制度の廃止延期を求める請願」を議題いたします。

請願書をお出してください。

まず、紹介議員9名のうち3名が当委員会に委員として出席をされておりますので、紹介議員として補足説明等がございましたら、お願いをいたします。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 2日目、本会議2日目の趣旨説明において、趣旨の説明をさせていただき

ましたけれども、若干補足をさせていただくのは、この請願の内容で理由を具体的にいくつか示しておられますけれども、これの根本にあるのは、やはり行政側がまず自治会というのを任意団体としてきちんをとらえているのかどうかということが一番根幹にあるのではないかというふうには私は思っております。それは何故かと言いますと、これは趣旨説明の中でも申し上げましたけれども、現在の区長さんの報酬額を全て補助金として、まあ80%になりますが、それを自治会にお渡しするのであとは自由に使ってくださいというような行政側は説明をされておられますが、通常任意団体、まあ公益性が高いとは言え、任意団体にですね、何を活動するのか、どういうことをするのかということもわからない段階で、補助金をこれだけあげますからあとは好きに使ってくださいというようなことは通常考えられないと思います。

従いまして私は、皆さんと一緒に豊中市に自治基本条例の視察にも伺わせていただきましたが、その中でありましたように、やはり自治会を運営するというのは市民全体の生活にやはり大きく影響を与えることでもあり、議会でやはりまずきちんと議論をする必要もあると思います。従いまして、この趣旨説明の中でも申し上げましたが、まず最初にやはり条例等を作るなり何なり、法的な制度設計をきちんとやる。そして、趣旨説明でも言いましたが、補助金をそのように、そのような形で渡すのではなく、市のほうとして例えば配布物をやって欲しいんだったらそれは委託料という形、そして自治会が自治会の主体的な行事をやるんだったら、こういう内容でこういうふうなことをするのでそれに対する補助金という形、そういうふうな形を持ってきちんとお金を渡していくべきではないかと思いますが、それにはまず最初にやはり行政側のきちんとした制度設計が出来なければ、考え方がまとまっていなければならないと思います。

私は12月議会でも申し上げましたが、自治会制度に反対をしているわけではありません。この請願の趣旨もそのように書いてありますが、制度に反対をしているわけではない、しかしながら説明、行政側の説明が非常にあいまいである。はっきりとした説明がいただけないというところは、やはり行政側のそういった考え方が、制度に対する考え方がまだまとまりきれてないところがあるのではないか。したがって、それを一番混乱するのは現場である自治会の総会の場であったりとか、そういったところで非常に混乱が予想されると。それを出来るだけ回避するためにも、もう少し制度を固めた後で来年に実施をしていただきたいということが根幹にあると思います。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 他に補足説明はございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 内容的には渡邊委員が補足説明をされ、私も紹介議員になっておりますが、当然長い間区長制度があり、これを自治会に変えるには相当まあ時間もかかることだし、この自治会長選出するような状況にも時間を要すると思うんですね。内容については1年延期をして欲しいということですし、行政側もそういう猶予的なものも考えられておられますし、請願の趣旨についてはですね、区長制を残せという状況じゃないんですよ。延期をしていただきたい、

そして、1年後には具体的に自治会が発足するような機能を持たせて欲しい、こういう状況の請願ですので、この請願の趣旨をですね、理解いただいて、やはりこの自治会が機能化するような期間を設ける必要があるんじゃないかなと。

この周辺でも実施をされた自治体がありましてね、問題が起こっているのは春日市です。世話人、春日市の場合は区長じゃなくて世話人制度が廃止になったために、全世帯に広報が直接配られるようになりました。それから自治会になったために、自治会で困っているのはですね、任意団体じゃないかという形で自治会費を払わない、自治会に加入しない、ゴミの問題とか、それもゴミ袋は買ってければ当然支払うべきだということで、隣組の会費も払わないという状況が春日市では起きております。

ところが太宰府市では区長制度がありまして、行き届いた行政がやられております。そのために、その区に入らないというのは何人かはおられますが、今までの長い歴史の中で区の果たす役割があったから行政区運営がスムーズにいったと。以前も言ったように自治会になりますと、今度は準公務員的な責任がありまして、それなりに個人情報保護が守られておりましたが、自治会になりますと、個人情報保護の関係で見ますとなかなか難しい面が出てくる。寝たきりの人がいるのか、敬老会の対象者が何人いるのか、その家庭の状況でどういうふうに対応していくのかという状況もありますが、そういう内容の整備が、今渡邊委員から言われたように必要です。だから、もう少し、自治会制度に移行するに当たっては、それなりの要綱、取扱規則、規定などの整備なしにですね、やはり即コミュニティ、自治会というのは問題があるなというような感じがしますので、この請願の趣旨に基づいて、やはり猶予を設ける必要があるんじゃないかということを考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか、補足説明のほうは。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） いや、ちょっと。補足説明いいですか。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） はい。

じゃあ、門田委員、どうぞ。

○委員（門田直樹委員） この前、これは区長さんのほうから臨時区長会議録をいただいて、膨大な量なんですけど、まあざっと見たんですが。まあなかなかかみ合わないような内容になっているんですけど、時期がそれから少し時間が経っていますけども。

まず、まとめていくと、要は反対はしないと。もう全員ですね、賛成であると。しかし猶予をくれということですね。で、今まで総合計画の中でも、いわゆる地域コミュニティということは謳われてきたんですけども、具体的に区長制度を廃止するというのは突然であったということですね。その辺いろいろと感情的なものもあったのかも知れませんが、その中で行政、執行

部のほうとしては、すぐにそれを確実にやれとかいうのではなくて、4月1日を基準日としてその中で1年間、それぞれ総会等々行われる時期も違いますから、そういった内容、いろんなもの見直し含めて時間は十分にありますので行政も手伝った中でお願いをしていきたいという形で、細々あるんですけど、これを拝見する限りは最大限譲歩しているようにも見えます。

ただ、時期がですね、我々議会の説明も12月、正式に12月ですね。確かに議論する時間が少し短かったのかというのはあるんですが、その中でですね、補足説明が渡邊委員さんからありましたけど、先日の紹介議員に対する質疑にもありましたけど、もう一度ちょっと確認したいんですが、まず区長さんの数、ざっと数えますとちょうど半分ですね。で、半分ということ。これらの方々、ちょっと内々にお伺いすると本当は名前を云々という話も聞いているわけですよ、多分聞いてあると思うけども。まあ要はこのまず数もそうですし、本当にその区長会というものの意思がここに出ているのかどうかということをもう一度紹介議員のほうからね、どんなふうにお考えか聞きたい。

それから、この手法と言いますか、手続きですね。それぞれ行政区の区長さんでそこそこ代表されているわけですけども、それぞれ総会、また評議員会等々、役員会等あると思うんですが、そういったものきちんと手続きを取られてここに署名されたのか。先日のお話の中ではやっぱり感情もあるのではなかろうかというのをちょっと言われてあったんで、いや感情、感情で出されたんじゃないかと思うんですが、それをもう一度ね、ちょっと確認したい。

それから、事務的な事なのか。要はそういうことですよ。事務的に猶予なのか、だから事務的なことでもう少しすり合わせていけば解決することなのかどうかですね。その辺のところをもう一度補足お願いします。

(武藤哲志委員「今の部分についてはね、区長さんが署名している事を私どもがとやかく言うとか、感情的な問題は私どもはわかりませんよ。あくまで請願やからね。」)

(門田直樹委員「わからないでいいですよ。」)

(佐伯修委員「本会議で言ったでしょうが。」)

(門田直樹委員「いや、いいですよ。」)

(佐伯修委員「本会議で答弁したんだから。」)

○委員長(清水章一委員) ちょっとすみません、委員長の許可をいただいて発言をお願いします。渡邊委員。

○委員(渡邊美穂委員) まず第一点目のですね、区長会全体の意思かどうかという意見についてなんですけれども、これは私趣旨説明の時にも区長という名前は使わずに、お世話をされている方ということで、今回印鑑につきましても皆さん個人の印鑑を使ってあるということで、役職として区長というふうには書いてはありますが、個人として皆さん署名はされているというのがありますから、ただお世話をされているということで現場をよく知っているという立場の方たちが、故自分たちの意思でサインをされたというふうにお考えをいただきたいと思いますので、区長会の意思ということではありません。

それから事務的な問題が解決すればいいのかという2点目の質問なんですが、これは請願者の皆様に直接聞かなければ分からないところも多々ありますが、先ほど私が言いましたように、この根幹にあるのはまず行政側の制度設計がきちんと出来ていないというところで、事務的な混乱が予想されるということがやはり一番根幹にあると思います。したがって事務的なところがきちんと整理されればいいのかということについては、まずは行政側の制度がきちんと出来上がった上でないと事務的な整理は行われず、難しいと思います。それはやはり、任意団体であるという前提がありますので、その任意団体に対して行政側がどこまで執行能力があるのかとか、そういったことについては条例もありませんから、全くその行政的な執行能力はないはずなんですね。したがって、そこに対して一体行政がどこまで関わって事務的なものを整理出来るのかというのは問題として残ると思います。

感情的な部分というのはですね、先ほど言いましたように、事務的な部分について非常に混乱が予想されると。それは請願者の混乱ではなくて、請願者の感情ではなくて、事務的な部分でのいろんな変更がある時に、その事務方に携わっている区のお世話をされている方とか、今回の請願者以外の方でもですね、そういった方々の感情が当然出てくるんでないかということが一番懸念されているということです。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯修委員） 私はですね、まず最初に、この請願に対しては必要ないと言うか、意義をなさないと思います。というのが、今まで一生懸命に区長会で、組織でいろいろ答弁、質問、一生懸命されているのに、運営をされて、今までの結果が区長会で出ていないというところなんです。

それともうひとつは、先ほど先月の25日、本会議でしたかね、区長協議会から、会長さんから要望するよという回答書ですね、回答書が説明がありました。その中でもほとんどの方が意見もない、納得すると。区長協議会の中でも意見が出なかったということです。

そしてもうひとつ言いたいのは、私の地元の区ですけど全く混乱はあっておりません。臨時総会を開き、そして来年4月1日から自治会制度に移行するというところで臨時総会も開いて満場一致で解決いたしておりますので、この要望書に対しては意義をなさないと私は思います。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○副委員長（小柳道枝委員） この請願につきましてですね、2つほどお尋ねしたいんです。執行部にひとつあります。平成13年度にですね、区長会のほうからの要望書の中にもありますけれども、平成13年度の第四次総合計画で打ち出してきましたよね、その中で着実にこれをもっていくのなら最初に説明した10月7日、平成20年の10月7日に区長協議会において、三役において説明をなさったとありますよね。それまでの事前の動きがあったのかどうか。これは執行部にお尋ねします。

それともうひとつがですね、今区長さん方は市長さんの委嘱を受けて各行政区で本当ががんばっておられると思います。ただしその中で、この10月7日に行われた説明会の中を通しまして各

区長さんとして行政区の中で、役員会等々で説明をなされたのか。それで不足があれば執行部を呼んで、自治会でこうなります、来年度はこうしますというような説明会を開かれたのかどうか。

その一点は執行部、一点はこちらのほうにお願いしたい、請願者に。自治会でですね、署名された区長さんが行政区の中で、こういうふうに変わっていくがどうだろうかということを経員さんとか例えばそういうところにちょっとでもお話をなされたのかどうか、その辺2つお願いいたします。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） まず一点目の平成20年10月7日、区長協議会の三役のほうに見直しの説明をしましたと。その前に、事前に何か動きがあったかということでございます。区長さん方に対してということだろうと思えますけれども、それにつきましてはございません。

それから、行政区の役員会なり評議員会での説明という部分でございますが、私どもで説明いたしましたのが1月24日に都府楼区、それから五条区のほうの評議員会なり隣組長会で説明をさせていただいています。その後、2月18日にも五条区のほうは再度お伺いしまして説明を行ったところでございます。2月28日五条西区のほうにも説明に参っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） それは多分この間本会議で力丸議員が質問された内容と同じだと思うんですけども、要するに各区の、この今回署名をされた方の各区の中でそういった役員会とかを開かれたかという内容だと思うんですが、それは先日お答えしたのと全く同じで、22名全員を把握しているわけではありませんが、今一部行政からも説明があったような、一部の地域においては役員会等を開かれて、そこで混乱をしたという経過があるというふうに報告は受けております。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、発言がないようであれば、これから討論、採決を行います。

討論はありませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） この請願に関しまして、反対の立場で討論いたします。

まず、先ほど質疑の中でもありましたけれども、いくつかの委託業務ですね、区長が行っていた。その中で、いろんな許認可に関するもの、あるいは個人のプライバシーに関するもの等、なかなか、いわゆる行政の下請け的なものではもう対応できないことがあり、またいろんな問題も発生しておると聞いております。ですから、今度のコミュニティの中で、この区長制度、区長の廃止といった中で目指すところというのは、いわゆる棲み分けと言いますか、市が責任を持つべきはきちんと責任を持って、住民自治の中で出来る部分は大いにやって、じゃあその中をどう一

緒に協働していこうかということが趣旨だというふうに私はこれを、いろんな今までのやり取りの中では考えております。そういったことで、これをいつやるかということだけが問題ですけども、やはり改革は若干の痛みと言うか、そういった軋轢等も生じるということは多々あることですけども、まず市長はこのマニフェストの中でも言っているように一刻を要するようなどころもあると思います。ですから、ここはぜひ反対と言いますか、こういうふうな請願の趣旨も分からんではないですけどもぜひご協力をいただいて、粛々とこういった改革を進めていくべきだと考えます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 私は、この請願の趣旨を見ていただくとよく分かるんですけど、やはり44区の行政区、いろんな行政区、小さな行政区もあれば2,000世帯を超える行政区もあります。そういう行政区の中で時間をかけて、1年延期をして欲しい、具体的な組織づくり、自治会をやっていくために今の区長さん、世話人さんが、本当に今までの長い実績もある部分を急遽自治会に変えることについて時間を欲しいという請願の内容ですから、私はやはりこの自治会発足すつまでの猶予、急遽議会もこういう問題が出て来て、昨年の12月議会にこういう大きな問題を急遽出してきて、議会に承認を求めることについては、やはり私どもはそういうのは対応できないと。当事者である区長さんのご理解を得た上ですべきじゃないですかという審議もしてきたことです。そういう状況の中で進んでおるようですけど、改めて延期を求める請願ですから、私は自治会が発足するまでの期間としてですね、委員の中から自分の所は自治会が発足したというものもあると思いますが、なかなか44の行政区、足並みをそろえて出来る可能性というのは難しいと思います。こういう状況もありますので、私は1年延期をぜひするために請願は採決すべきだという賛成討論を行っておきます。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

佐伯委員。

○委員（佐伯修委員） 私はこの請願に反対の立場で討論いたします。

というのが、今まで話聞いてますと区長協議会で協議されていると思います。十分。そして、その中でいろいろ協議されて、この要望書にしても区長協議会からの要望でなく、何と言いますか、ある程度有志の方、代表の方、区の方が、半数ほどの方が出されてきております。よく、十分分かりますけど、賛成の方も半数ほどおられるわけですので、その方々はもう臨時総会を開き4月1日の自治会制度に向けてがんばっておられるわけですので、その方たちのためにも、この廃止延期となるとまた混乱を起こす可能性もあります。ということで、もうすでに自治会制度がある区もあるんですよ、今さらしなくても。それが区長制度になっているという区もあることですし、今から将来先々やっぱり自治会制度になっていかなければならないという、この制度そのものには反対しないという意見ですので、これはだからいつ、要するに始めるというか、期限というか、制定するかというのが問題になっていると思います。1年後に始めたから全員が一斉

に出来るというわけでもないと思うんですよね。それぞれに区の事情により1年なり、おそらく2年におるかも知れませんが。そういった意味で、今回出された行政の区長制度の廃止については私は請願に対して反対というか、反対ということで意見表明しておきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号について、採択することに賛成の方は挙手願います。

（可否同数）

○委員長（清水章一委員） 採択3名、不採択3名であり、可否同数であります。

よって、太宰府市議会委員会条例第14条の規定により、委員長が本案件に対する可否を裁決いたします。

委員長は、請願第1号について、不採択といたします。

したがって、請願第1号については、不採択とすべきものと決定しました。

〈不採択 賛成3名、反対3名、委員長裁決による 午前11時55分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、全て終了しました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉 会 午前11時56分

太宰府市議会委員会条例第27条により上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成 21 年 3 月 31 日

総務文教常任委員会 委員長 清 水 章 一